（金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令の一部改正）

第十三条　金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別紙様式（第16条関係） （日本産業規格Ａ４） 年　月　日提出 業務に関する報告書 第　期（年　月　日から 年　月　日まで） 金融庁長官　殿 提出者　（郵便番号　　） 所在地 電話番号（　　）　　— 商号又は名称 代表者又は管理人の役職氏名 目　次 ［１～13　略］ （記載上の注意） ［１・２　略］ ［１～12　略］ 13　その他特記事項 ［表略］ （記載上の注意） 指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が拘禁刑以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。	**別紙様式**（第16条関係） （日本産業規格Ａ４） 年　月　日提出 業務に関する報告書 第　期（年　月　日から 年　月　日まで） 金融庁長官　殿 提出者　（郵便番号　　） 所在地 電話番号（　　）　　— 商号又は名称 代表者又は管理人の役職氏名 目　次 ［１～13　同左］ （記載上の注意） ［１・２　同左］ ［１～12　同左］ 13　その他特記事項 ［同左］ （記載上の注意） 指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が禁錮以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（資金移動業者に関する内閣府令の一部改正）

第十四条　資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（資金移動業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置） **第三十二条の四**　［略］ ２　［略］	（資金移動業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置） **第三十二条の四**　［同上］ ２　［同上］